

新潟県療育手帳制度実施要領

第1 療育手帳の活用

- 1 療育手帳（以下「手帳」という。）の目的の一つは、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という。）に対して、一貫した指導・相談等が行われるようにすることにあるので、指導・相談等を行う機関は、指導・相談等を行った場合は、療育に参考となる事項を手帳に記録する。
- 2 知的障害者に対する援助措置としては、次に例示するようなものがあり、これらの措置を受け易くすることも手帳の目的である。これらの措置を受ける場合には、手帳を提示するよう保護者等を指導するとともに、関係機関と協議のうえ、手帳の提示があったときは、手帳により資格の確認等を行ない、直ちにこれらの援助措置がとられるよう措置する。
 - (1) 特別児童扶養手当
支給資格の認定の際、手帳（手帳「A」の表示があり、かつ、直近の判定又は再判定から2年以内であるものに限る。）の提示があった場合は必要な診断書の提出を省略してさしつかえない。
有期再認定の際には、手帳（「A」の表示があり、かつ、直近の判定又は再判定から2年以内であるものに限る。）の判定年月が、再認定障害診断書届の提出期限日の属する月またはその前月である場合に、必要な診断書の提出を省略してさしつかえない。
 - (2) 心身障害者扶養共済
手帳所持者の障害証明は、市町村長が行ってさしつかえない。
 - (3) 国税・地方税の諸控除及び減免税
 - ア 所得税、住民税
手帳を提示することにより「A」の表示のある手帳所持者は所得税、住民税とも特別障害者控除が、「B」の表示のある手帳所持者は障害者控除が適用される。
 - イ 自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免税
県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長が証明を行う場合、申請者から提示された手帳（「A」の表示のあるものに限る。）によって、障害確認を行ってさしつかえない。
 - (4) 公営住宅の優先入居
手帳所持者については、県福祉事務所長又は市町村長が資格を証明してさしつかえない。
 - (5) NHK受信料の免除
手帳所持者については、市町村長が資格を証明してさしつかえない。
 - (6) 重度心身障害者医療費助成事業
「A」の表示のある手帳所持者だけが対象者となるので、市町村長は手帳により障害の確認を行う。

(7) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引

手帳を提示することにより、割引が適用される。

このほかに、市町村で知的障害者に対する福祉施策を実施する場合、手帳の活用を図るよう配慮する。

第2 障害の程度の判定

障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分し、手帳の障害の程度記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示する。

1 重度

(1) 18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「重度障害児支援加算費について」）の2対象となる措置児童等についての（1）又は（2）に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 18歳以上の者

昭和43年7月3日付け児発第422号厚生省児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の（1）に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

2 その他

1に該当するもの以外の程度のもの

第3 手帳の交付手続

1 交付申請手続

(1) 交付申請は、県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長（町村にあっては当該町村長及びその町村を所管する県福祉事務所長（ただし、津川地区センター所管区域の町村にあっては地区センター長とする。以下同じ。））を経由して行う。

(2) 県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長は、申請書を受けた時は、管轄の児童相談所長又は知的障害者更生相談所長に進達する。

2 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を申請書に記入する。

3 判定に当たっては、当該交付対象者について児童相談所又は知的障害者更生相談所において、既に判定が行われているときは、当該判定の結果に基づき申請書に必要事項を記入してさしつかえない。

4 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は、交付を決定したものについては、必要事項を記入した手帳を、申請の際の経由機関を経由して申請者に交付する。

なお、手帳非該当の場合も、同様の経由機関をへて申請者あて通知する。

第4 手帳交付後の手続

1 障害程度の確認

(1) 障害の程度の確認は、前回の判定の際に次回判定年月として示された時期に

行うので、手帳の交付の際、知的障害者又はその保護者にその旨指導する。

- (2) 障害程度の確認のために必要な再判定に当たっては県福祉事務所長、及び市社会福祉事務所長が、交付台帳により毎年度当初に当該年度に再判定を必要とするものを一括して児童相談所長及び知的障害者更生相談所長に判定依頼する。
- (3) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は、障害の程度の確認のための判定を行ったときは、手帳に必要事項を記入し、手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に返付する。
- (4) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は、判定結果を管轄の県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長に通知し、県福祉事務所長は町村長へ通知する。
なお、障害の程度に変更があった場合は、当該対象者又はその保護者に制度上の扱いの変更を説明し、非該当となった場合には、その旨通知する。

2 記載事項の変更の届出等

- (1) 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事項に変更があったときは、手帳を添えて交付申請の例により届け出る。
 - ア 手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
 - イ 保護者又は保護者の氏名若しくは住所
- (2) 市社会福祉事務所長又は町村長は、(1)の届出に基づき手帳の記載事項を訂正し、これを返付するとともに当該届出書を交付申請の例により児童相談所長又は知的障害者更生相談所長に進達すること。

3 手帳の再交付

手帳をなくしたとき、記録欄に余白がなくなったとき等は手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請手続きは、交付申請の例による。

4 手帳の返還

手帳の交付を受けた者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他手帳を必要としなくなったときは、これを交付申請の例により児童相談所長又は知的障害者更生相談所長に返還する。

第5 交付台帳の作成及び手帳の管理

- 1 児童相談所長、知的障害者更生相談所長及び経由機関は手帳交付台帳を作成する。
- 2 児童相談所長、知的障害者更生相談所長及び経由機関は、手帳の記載内容に変更があったとき又は返還があったときは、交付台帳の当該関係部分を訂正又は抹消する。
- 3 児童相談所長及び知的障害者更生相談所長は、手帳に関する必要な事項を児童票又は知的障害者相談判定票に記録する。

第6 転居の場合における手帳の取扱い

1 他の都道府県又は指定都市へ転出した場合

- (1) 手帳の交付を受けた知的障害者が、他の都道府県又は指定都市（以下「他の都道府県等」という。）の区域に住所を移し、新住所地の他の都道府県等から新たに手帳交付を受けた場合は、本県発行の手帳は交付申請の例により児童相談所長又は知的障害者更生相談所長へ返還する。

- (2) 他の都道府県等から、手帳を新規交付するために、児童相談所長又は知的障害者更生相談所長へ障害程度の照会が行われた場合は、当該知的障害者又は保護者の同意を確認の上、回答を行う。

回答に当たっては、直近の結果（交付台帳もしくは再判定結果）の写しと、その他参考となる資料を送付する。

2 他の都道府県等から転入した場合

- (1) 新規に発行する。
- (2) 知的障害者又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定資料の活用を申し出た場合、原則として可能な限り旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、新たに面接を行うことなく手帳を交付する。
- (3) 手帳を新規交付する場合、その交付までの間、他の都道府県等発行の手帳は継続利用できる。この場合、県福祉事務所長及び市社会福祉事務所長は、別表「療育手帳互換表」に従い必要事項を他都道府県等発行の手帳余白欄に朱書し、押印する。
- (4) 本県手帳を新規交付する際は、県福祉事務所長及び市社会福祉事務所長は旧住所地の手帳の（3）にかかる朱書部分を抹消し、交付対象者へ返付する。

この場合、一環した指導・相談に必要な事項は、旧住所地の手帳から本県新規発行の手帳に転記する。

第7 様式の指定

本要領で用いる様式は別記のとおりとする。

附 則

この要領は平成6年8月1日から適用する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成21年3月17日から適用する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から適用する。

(別 表)

1 療育手帳互換表

本県区分	他都道府県などの障害区分表示
A	A, ㊤, A ₁ , A ₂ , ㊤ ₁ , ㊤ ₂ , A ₁ , A ₂ , 1度, 2度, A I, A II, A身, A精重, A精中, A _{2a} , A _{2b} , A ₃ , A ₋₁ , A ₋₂ , A ^o , A _{a1} , A _{a2} , A _{a3} , A _{a4}
B	上記以外の表示全て

2 互換表によりがたい表示については、管轄の児童相談所又は知的障害者更生相談所へ照会すること。

3 県福祉事務所長及び市社会福祉事務所長が行う朱書押印は次のとおりとする。

この手帳は、新潟県発行の手帳とみなされます。 障害の程度 : (A ・ B) 旅客運賃減額 : (第1種・第2種知的障害者) 年 月 日 長 印
--